

日本における環境報告書の動向
～企業の社会的責任（CSR）の観点からの考察～

花 田 眞理子

The Trend of Environmental Reports in Japan
A Consideration from the Viewpoint of
Corporate Social Responsibility

HANADA Mariko

1. はじめに
2. 日本における環境報告書の現状
 - 2-1. 企業の環境問題への取り組みと環境報告書の発行
 - 2-2. わが国における環境報告書の変遷
 - 2-3. 環境報告書の機能とステークホルダーの意識変化
3. 社会的責任投資（SRI）と持続可能性報告書
 - 3-1. 社会的責任投資（SRI）
 - 3-2. 欧米の SRI における報告書の重要性
 - 3-3. わが国における SRI と環境報告書
4. 持続可能性報告書の事例研究
 - 4-1. エコファンドと SRI ファンドの構成比率上位 5 社の環境報告書比較
 - 4-2. 「環境レポート大賞」受賞作品
 - 4-3. 環境報告書から持続可能性報告書への展開
～日本 IBM の事例
 - 4-4. 環境報告書から持続可能性報告書への展開
～三菱商事の事例
5. 環境報告書の今後の課題

平成16年2月27日 原稿受理
大阪産業大学 人間環境学部

概 要

近年、地球環境問題はますます複雑化深刻化し、国際的な重要課題としての危機意識が高まり、とくに社会経済活動の主要な部分を占める経済主体である企業に対して、自主的な環境保全のための行動の促進が求められている。同時に、環境配慮に積極的に取り組む企業が社会から適切に評価され、消費者や地域住民などのステークホルダーからの支持を集めるためのコミュニケーションツールとして、環境報告書を発行する企業が増えてきた。さらに、環境保全への対応の評価等により投資銘柄を選定するエコファンドが登場し、環境経営度などによる環境のブランド化も進んできた。現在、環境報告書はこれらの評価において最も重要な資料の一つとして認識されている。

一方、経済社会の持続可能性の観点から、環境問題ばかりでなく、安全・衛生や人権など様々な問題に対して企業が社会的責任を果たしていくことが求められるようになってきた。企業の社会的責任（CSR）については、欧米を中心に「経済・環境・社会」の3面における企業の取り組みの成果（トリプル・ボトムライン）の考え方が重要視されるようになり、法制度の整備が普及を積極的に後押しした。その結果、企業は環境面だけでなく社会・経済面も含めた「持続可能性報告書」を作成し公表する必要性が高まってきたのである。

わが国においては欧米と異なる歴史的背景があることなどから、雇用や人権などの社会的責任よりも企業の環境面における取り組みに関心が高かった。しかし、持続可能性の観点の国際的な認識が広がってきたことや、エコファンドに続いて社会的責任投資（SRI）が登場したことなどから、持続可能性報告書のプレゼンスが増加している。また、政府や経団連が持続可能性報告書の発行を推進する方針を発表しており、環境分野にとどまらず、トリプル・ボトムラインの3側面の内容を包含するような報告書が今後も増えてくると考えられている。

しかし、持続可能性報告書はまだ目的適合性、比較可能性、理解容易性などの点で課題を残している。また、企業の社会性を消費者や投資家の観点から評価する歴史的背景をもたない日本で、欧米のような広範な内容がステークホルダーから求められるかどうかは、現段階では不明である。したがって環境情報関連の報告書の動向については今後の研究課題としたい。

ABSTRACT

In recent years, environmental issues have become increasingly serious and complicated. Enterprises are now required to submit information regarding their efforts on environmental preservation and reduction of environmental cost. Hence, the number of environmental reports published has been increasing.

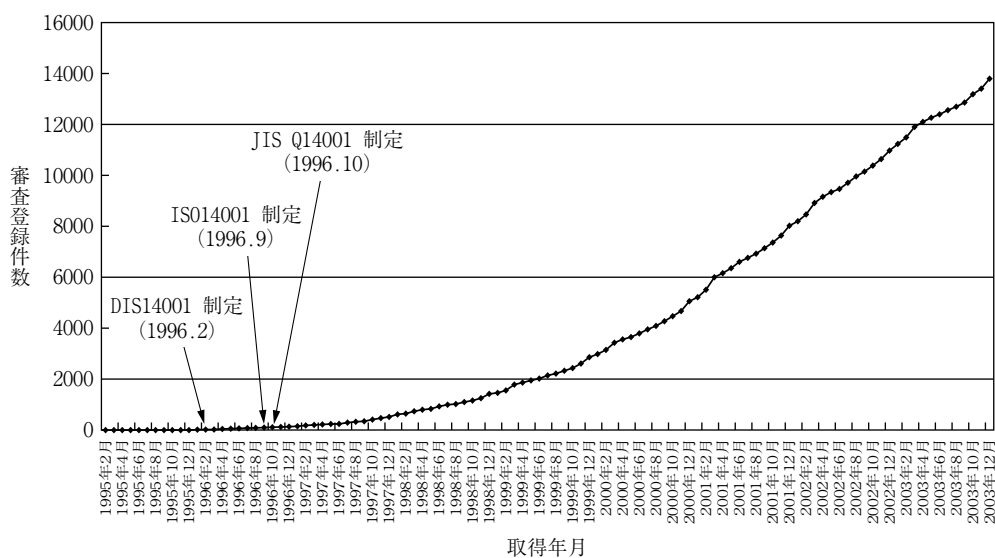
At the same time, enterprises are now asked to fulfill their social responsibility, not only on the environmental issues, but also on sociality and economy from the viewpoint of sustainable economic society. Hence, an increasing number of enterprises are now issuing sustainability reports, or CSR reports, instead of environmental reports.

This paper analyzes the current situation of the environmental reports, followed by an examination of problems and future trends of sustainability reports in Japan.

1. はじめに

環境問題は、近年ますます複雑化深刻化し、国際的な重要課題として広く社会に認識されるようになった。この流れを受けて、企業を取り巻くステークホルダー（利害関係者）にも意識や行動の変化が見られ、特に環境問題に深い関心を示すステークホルダーがそれぞれの立場から、企業に対して環境問題への取り組みを働きかけるようになってきている。また、行政による環境関連の法制度や社会的なルールも強化されるようになってきた。同時に、環境問題にいち早く対応することが製品の差別化や企業のブランディング戦略につながる事例も見受けられるようになり、環境関連ビジネスや市場が拡大を続けている。また、1990年代後半以降、国際的な認証規格であるISO14001の発効を受けて、企業経営の際に環境負荷削減などの環境配慮を包含する環境マネジメントの手法を取り入れる企業も増えてきた（図1）。

図1 ISO14001審査登録件数推移
(平成16年1月末現在 14,044件)
(財)日本規格協会（環境管理規格審議委員会事務局）調べ



このような背景から、企業は環境問題への取り組みが不十分であることから生ずる環境リスクの回避と、環境関連ビジネスへの進出による事業拡大のチャンスという両面で、環境問題への配慮度を強めることになった。すなわち、経営課題として環境問題に取り組む環境経営を迫られるようになったのである。

しかし、環境問題への取り組みは企業にとって負担を伴う。したがって、企業は幅広いステークホルダーの理解を求めため、また、リスクを抑制しつつ積極的に環境ビジネスチャ

ンスに挑戦することへの協力と支持を取り付けるため、どのような取り組みを行なっているかという情報の開示が不可欠になってきた。さらに、環境関連情報の開示は企業のアカウントビリティ（説明責任）を果たすと同時に、自社の取り組みをステークホルダーや社会にアピールする絶好の機会と捉えられるようになってきたのである。

企業経営における環境面での企業行動の情報提供は、広告媒体、ニュースリリース、ホームページ、製品のエコラベル等、あらゆるチャネルを通じて行われているが、なかでも環境報告書の発行は情報公開の大きな柱の一つとなっている。

さらに、企業が環境に配慮した事業活動に取り組む際に、安全・衛生やコンプライアンス（法律遵守）等さまざまな観点から、他の多くのリスク要因とあわせて判断するリスクマネジメントの重要性が認識されるようになった。その流れを受けて環境報告書についても、環境だけでなく企業経営に関連した他の情報も掲載する傾向が国内外で強まってきた。こうして、トリプル・ボトムラインといわれる〈環境〉〈経済〉〈社会〉の3面のパフォーマンスについて情報開示を行なう「持続可能性報告書」を発行する企業が増加している。

そこで本稿では、まずわが国企業の発行する環境報告書の現状と動向を分析し、企業の社会的責任（CSR）や持続可能性の観点との関係を確認する。つづいて企業が環境面における取り組みに関する情報をステークホルダーに発信する意義について、社会的責任投資（SRI）の登場と環境報告書の機能の観点から整理する。さらに、「持続可能性報告書」のプレゼンスの増加事例の分析を通じて、今後の環境関連報告書の課題について考察することとする。

2. 日本における環境報告書の現状

2-1. 企業の環境問題への取り組みと環境報告書の発行

1980年代以降、地球環境問題に国際的な関心が高まるとともに、企業の環境面における取り組みは、従来の法規制遵守の姿勢から一歩踏み出して、リスクマネジメントや円滑な事業運営のために必要であると認識されるようになった。多くの企業は自社の活動が地域の環境や地球規模の環境に及ぼす影響について、経営上の関心をもたざるを得なくなったのである。

さらに1990年代に入り、92年の国連環境開発会議（地球サミット）の開催、35カ国170社以上の国際的企業が参加する持続可能な発展のための世界経済人会議（WBCSD）の設置、国際標準化機構（ISO）による企業活動の環境面の国際規格の発効などの背景から、企業の環境活動は戦略として積極的に企業経営に取り込まれるようになってきた。

こうした国際的な趨勢を受けて1990年代以降、わが国においても企業が自社の活動と環境の関わりについて情報を公開し、社会を構成する一市民としてステークホルダーの理解を得るためにコミュニケーションを図ろうとする動きが強まった。企業の活動と環境に関わる情

報公開とコミュニケーションの手段として、もっとも代表的なものが環境報告書である。

環境省『環境報告書ガイドライン（2003年度版）』の定義によれば、「環境報告書とは、その名称並びに公表媒体に関わらず、事業者が環境コミュニケーションを促進し、事業活動における環境配慮の取組状況に関する説明責任を果たすとともに、利害関係者の意思決定に有用な情報を提供するためのもの」である。現在発行されている環境情報関連報告書のタイトルは、『環境報告書』『環境レポート』のほか、社会・経済分野までカバーする『持続可能性（サステナビリティ）報告書』、企業の社会的責任に基づく取り組みの成果を公表する『社会・環境報告書』等、その内容や作成趣旨によって様々である。

本稿では、企業が自社の事業活動に伴う環境負荷の状況および事業活動における環境配慮の取組状況を、総合的・体系的に取りまとめて定期的に公表するものを『環境報告書』と総称し、研究の対象とする。

2-2. わが国における環境報告書の変遷

1990年代前半から、わが国でも一部大手企業によって環境問題への取り組みに関する報告書が発行されるようになったが、当初は消費者団体などの限定された配布先に対する単発的な情報発信が主流であった。90年代後半に入ると、国際規格 ISO14001の発効によって環境マネジメントに取り組む機運が高まり、国内でも経団連『環境自主行動計画』や環境庁（当時）監修『よくわかる環境報告書の作り方』の発表、さらに地球温暖化防止京都会議（COP3）の開催等によって、積極的に環境問題に取り組む企業が増加した。その結果、環境問題への対応が経営戦略として認識されるようになり、社内に環境担当部門を設置したり、ステークホルダーへの情報公開の手段として環境報告書を発行する企業が急増したのである。

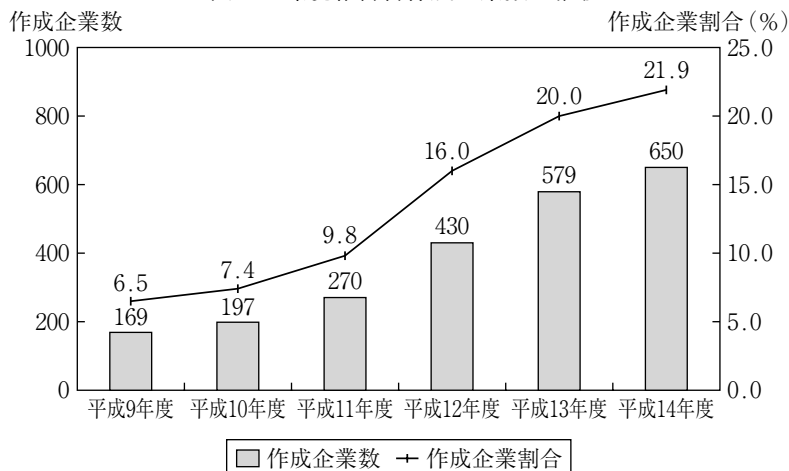
また、99年8月に国内初のエコファンドが設定され、環境への取り組みが企業評価に直接影響することから、2000年以降、環境報告書の果たす役割と重要性が一気に増大した。環境報告書は情報量が多く、体系化されており、また信頼性もある程度確保されていることから、企業の環境問題への取組状況を詳細に把握する手段として、現段階ではもっとも適していると考えられている。したがって、投資信託運用機関や格付け機関が企業を環境的側面から評価する際に、環境報告書の発行を評価の前提条件とする場合が多く、企業における環境報告書の意義も変化してきている（表1）。

環境省の『環境にやさしい企業行動調査結果』によれば、2002年度における環境報告書作成企業数は650社で、年々増加しており、「次年（度）作成予定」と回答した251社を加えると、2003年度には約900社になると推定される（図2）。さらにこの調査では、環境報告書作成企業における社会・経済的側面の記載状況について、既に持続可能性報告書を作成公表してい

表1 環境報告書の変遷

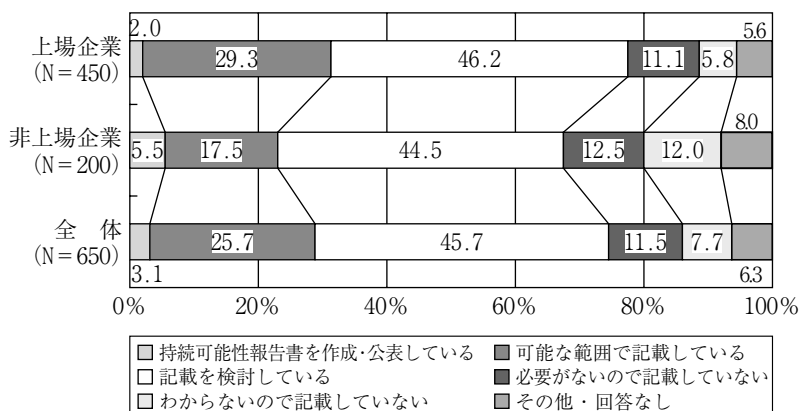
	1990年代前半	1990年代後半	2000年代の方向
発行の目的	環境問題に対する取組の紹介	ステークホルダーへの情報開示	SRIのIR活動との連動
対象とする読者	限定されたステークホルダー	ステークホルダー全般	グリーンコンシューマー、金融機関、個人・機関投資家など報告書を活用するステークホルダー
内容面の特色	単発的取組の紹介 記述的情報 一方向報告型 非連結型表記	継続的改善の紹介 定量的情報 レスポンス期待型 ISO14001の効果 環境会計の記載	第三者監査の仕組み確立 グローバル化 連結型表記 経営戦略・財務諸表との融合へ

図2 環境報告書作成企業数の推移



出所：環境省「平成14年度環境にやさしい企業行動調査結果」平成15年7月

図3 社会・経済的側面の記載状況



出所：環境省「平成14年度環境にやさしい企業行動調査結果」平成15年7月より改編

る企業などの役割が3.1%、「可能な限り記載している」との回答が25.7%という結果が示されている。これに「記載を検討している」と回答した45.7%を加えると、全体の7割以上がトリプル・ボトムラインを意識して社会・経済的側面を記載または記載の検討を行っているのである（図3）。

トリプル・ボトムラインとは、〈経済〉〈環境〉〈社会〉の3側面を、以下の観点から均衡させつつ事業活動を行っていくという概念である。

- ①経済的にきちんと利潤をあげること
- ②環境に対して配慮がなされていること
- ③持続可能な発展について社会的に寄与していること

このように、環境の側面のみならず経済的社会的側面も考慮してその企業の価値を判断しようとする社会や市場の変化を受けて、企業の環境報告書も、環境分野の対策に限定せずに労働・安全・衛生・人権・社会貢献等、社会的側面における取り組みについて情報開示を行うものも増えてきた。その結果、近年『社会・環境報告書』『持続可能性報告書』というタイトルの報告書が増加してきている。経済同友会の「自己評価レポート2003」によれば、回答229社中23.3%が『社会・環境（持続可能性）報告書』を発行しており、従業員数5000人以上の大企業ではその割合は50.9%に達している。

このように、今後の持続的な企業経営のためにはトリプル・ボトムラインのアプローチが必要であると考えられる企業が増加しているが、その背景には、「持続可能性」に関する社会の意識が高まってきたことが挙げられる。1980～90年代にかけて、地球環境問題の議論の中で、再生不可能な枯渇資源・エネルギーの過剰な採取・利用および廃棄物や科学物質等による汚染等の環境負荷の増大という現状に対して真剣に取り組まねば、社会や人類の持続継続は困難であるという危機意識が、「持続可能な開発（Sustainable Development）」の概念の登場を促した。「持続可能な開発」は、1987年に国連のブルントラント委員会が発表した報告書によって「将来の世代が自らニーズを充足する能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすような発展」と定義された。その後この概念は、1992年の国連環境開発会議（地球サミット）のキーワードとなり、そこで合意された行動指針であるアジェンダ21の日本版や環境白書の中でも、産業界（事業者）に対して持続可能な発展のための取り組みが求められている。

こうした流れを受けて、今後、企業経営に関わる財務面などのアニュアル・レポートと環境報告書が、持続可能性の観点から総合されていく可能性が示唆されている*。

*：2003年7月22日 凸版印刷株式会社 商印事業本部 コラボレーション営業本部 課長大竹裕之氏レクチャーより

2-3. 環境報告書の機能とステークホルダーの意識変化

環境報告書には、企業と社会との環境コミュニケーションツールとしての外部機能と、企業が自社の事業活動における環境配慮を促進させる内部機能の、二つの基本的機能がある。

外部機能としては、①企業の社会に対する説明責任に基づく情報開示機能、②ステークホルダーの意思決定に有用な情報を提供するための機能、③企業自身の環境保全活動推進機能、があげられる。情報開示機能に関しては、ステークホルダーの目的に適合した情報を、より理解しやすいかたちに整理して発表することが重要になる。また、ステークホルダーへの有用情報提供機能に関しては、とくに比較可能性が求められる。そしてすべての機能に関して求められるのは、内容の信頼性と適時性である。

一方、内部機能として、①自社の環境配慮の取り組みに関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しのための機能、②経営者や従業員の意識づけと行動促進機能、が挙げられる。環境負荷の実態や事業活動における環境配慮の取組状況に関する報告書の作成と公表は、事業活動における環境配慮のレベルを自主的に高める効果があり、社内的な見直しや新たな取り組みの策定につながると考えられる。また、自社の取組内容を従業員が理解することによる環境意識の向上や、所属企業に対する誇りにつながるものと考えられる。さらに環境報告書に経営者の宣言が記載されることから、経営者自身の意識づけも期待されるのである。

さて、環境報告書の外部機能は、社会に広く存在するさまざまなステークホルダーに対する情報開示を目的としている。しかし、企業を取り巻くステークホルダーは多岐にわたっているため、企業は環境報告書の読者対象を限定し、その読者の目的に適合した内容の報告書を作る必要が生じてくる。例えば、エコファンドの運用機関や出資者からの評価に関しては、環境面のみならず経済面や社会的評価に関する情報も必要とされる(図4)。

『JISQ14031 環境パフォーマンス指標 附属書 A (参考) 環境パフォーマンス評価に関する補足 A 2.1 潜在的な利害関係者』に挙げられている潜在的ステークホルダーは表2の通りである。さらに、企業活動上重要な役割を示すと思われるステークホルダーグループの特性を、経済産業省は表3のようにまとめている。なおこのガイドラインでは、情報開示の要望が強く、企業としても説明しておく必要があり、詳細な情報を環境報告書に記載すべきステークホルダーとして、「取引先等」「地域住民等」「従業員等」が挙げられている。

また、2003年にポータルサイト goo のモニターのうち環境報告書発行担当者に対して実施された意識調査によれば、企業が想定する読者層(複数回答)の1位は「自社従業員(59%)」で、以下「取引先(52%)」、「投資家・投資機関の担当者(46%)」という結果が出た(図5)。これは、環境報告書発行企業が想定する読者層が、企業の内部構成員および事業活動や資金調達に直接関係する狭義のステークホルダーであることを示している。

図4 企業の社会的責任（CSR）とステークホルダー

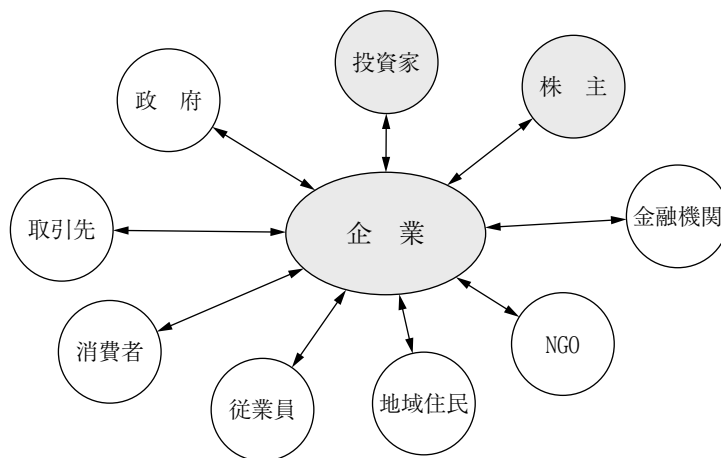


表2 ステークホルダーの種類

	JISQ14031に基づくステークホルダーの種類	略 称
①	従業員	従業員
②	投資家及び潜在的な投資家	投資家
③	顧客及び納入業者	取引先
④	契約者	請負業者
⑤	貸付機関及び保険業者	金融機関
⑥	規制機関及び法的機関	環境法規制の関連団体など
⑦	近隣及び地域の社会	地域住民
⑧	コミュニケーションメディア	マスコミ
⑨	事業体、行政機関、学術研究機関及び研究機関	行政
⑩	環境グループ、消費者利益団体及びその他の非政府機関	NGO、グリーンコンシューマー
⑪	公共の人々	一般市民・消費者

JISQ14031:2000 附属書 A.2.1より抜粋

一方、企業活動のグローバル化の進展に伴い、地球環境問題だけでなく、直接投資先の発展途上国における労働問題や人権問題、資金調達や生産販売活動を行なう欧米先進国における企業の社会的側面の評価格付けなど、広い観点からの社会的な取り組みのあり方が、企業に問われるようになってきている。例えば1997年、大手スポーツメーカーのナイキは、東南アジアの下請工場における児童の長時間低賃金労働の問題を指摘された結果、世界的な規模の不買運動が起こると同時に個人・機関投資家に引き上げられて株価が急落するなど、企業活動に大きな打撃を被ったのである。

こうして、企業は短期的な利益を求める株主優先という従来の立場から踏み出して、社会

表3. ステークホルダーグループの特性

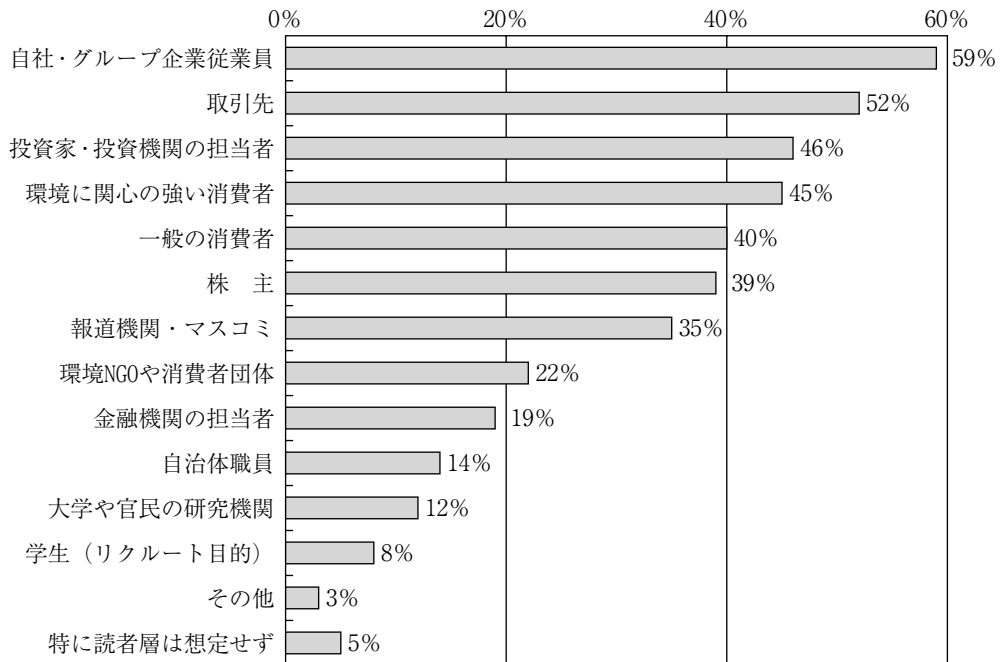
分 類		グループの特性
ステークホルダーグループ名称	属するステークホルダー	
金融機関等	金融機関 投資家	環境レポートから得られる情報を分析し、環境負荷情報や環境法規制・訴訟などのリスク情報から投資や融資の可否を分析します。組織の経済的側面に大きく関わるグループです。
取引先等	取引先 請負業者	組織と事業上の取引関係があるグループ。組織の環境負荷低減の取り組みや環境配慮商品の調達基準によって取引関係に影響を受け、経済的な利害を生じる可能性があります。組織との取引における環境情報を求めています。
行政等	行政 環境法規制関連の団体など	環境行政や規制を担っている機関で、組織の環境管理の状態を監督する役割を負っているグループ。組織に関連する環境法規制、その遵守状況、安全衛生管理などの情報を求めています。
地域住民等	地域住民 NGO グリーンコンシューマー	組織から直接的に環境影響を受けるグループ。組織の環境上の問題によって、健康や生活環境に直接的な影響を受けることから、地域レベルの詳細な環境負荷情報を必要としており、組織とのコミュニケーションを要望しています。組織の取り組みの方向性、コミュニケーションに関する情報提供が必要です。なお、グリーンコンシューマーには環境配慮型製品を購入する意識があり、製品の環境情報を詳しく説明する必要があります。
一般市民等	一般市民 消費者 マスコミ	地域住民等と比べて組織との距離が遠いことから、環境情報に対する関心は現時点では強くないグループです。全般的な内容が容易に理解できるような情報提供を望んでいます。
従業員等	従業員	組織の構成員という密接な関係にあることから、組織から受ける影響は非常に大きく、組織の環境情報を説明する必要があります。

出所：経済産業省「ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン2001」平成13年6月

的な要請にこたえた持続可能な経営を行なっていることを、広範囲のステークホルダーに示す必要があるとの認識が高まっていった。その結果、環境報告書の中に企業活動の社会的側面に関する記述を加える企業が増え、報告書のタイトルを『環境・社会報告書』や『持続可能性報告書』といった、トリプル・ボトムラインを意識したものへ移行する企業も増加している。

そこでつぎに、企業の社会的責任に関するステークホルダーの意識変化が、環境報告書や持続可能性報告書の発行を促してきた経緯を、投資市場の変化の側面から整理する。

図5 企業が想定する読者層



出所：goo リサーチ「環境報告書発行企業の意識調査」2002年 有効回答数 257

3. 社会的責任投資（SRI）と環境報告書

3-1. 社会的責任投資（SRI）

近年、企業活動を財務的側面のみならず、環境や倫理などの社会的側面についても考慮する社会的責任投資（Social Responsible Investment：以下SRI）と呼ばれる投資スタイルが欧米を中心に拡大してきており、わが国においても1999年8月以降、主として環境問題への対応に評価基準をおいて投資先企業を選別するファンドが登場してきた。

SRI型の金融商品は、日米欧のいずれの証券市場においても、過去の運用成績が総合株価平均よりも良好であることや、個人投資家の価値観を投資行為において反映できることなどの理由から、今後の成長分野の一つとして注目されている。

SRIにおいて投資家やファンドマネージャーが評価対象とするのは、従来の財務面の業績に加えて、企業の環境や社会問題に対する取り組み、すなわち、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility：以下CSR）をどれだけ果たしているか、という社会的側面の業績である。CSRとは、倫理的価値に基づき従業員やコミュニティ、環境などを尊重するオープンで透明なビジネスの実践をさす概念であり、一義的に決まった定義はないが、従来の社会

的責任概念に比べてより具体性と公開性が強く求められているのが近年の特徴である。

Carroll (2002) によれば、CSR は①経済的責任、②法的責任、③倫理的責任、④慈善事業的責任、に分類される。

経済的責任は、事業の効率化や技術革新等によって、利潤や配当の最大化、シェアの拡大、雇用確保を通じて企業がゴーイング・コンサーンとしての責任を果たす事である。また、法的責任は商法、刑法、独占禁止法などの法律や各種規制を遵守し、行政指導に従うといった、コンプライアンス面の対応である。この2つの責任は社会から義務づけられているもので、いわば社会的責任の前提となる。

一方、倫理的責任は、人権や文化の尊重、労働条件の安全性と公平性、取引の透明性など、企業が社会から期待されているもので、環境保全是この範疇に分類される。また、慈善事業的責任は、地域貢献やメセナなど、企業が社会から望まれているものである。この2つの責任に分類される項目が、近年、CSR としてステークホルダーからの期待を集めている。

その結果、企業としても、企業価値を最大化するため、またリスクマネジメントの一環として、経営戦略上 CSR を重視せざるを得なくなってきた。同時に、自社の CSR に関する情報を開示することが、ステークホルダーの理解を得るために非常に重要な役割を担っている。そこで企業にとっても、またステークホルダーにとっても、もっともわかりやすい情報開示の方法が、環境報告書などの社会的責任報告書の発行ということになる。

通常、株式投資においてファンドを形成する場合、投資先としてどの企業を組み入れるかを決定するためのスクリーニングを行なう。SRI の場合は、財務的評価のみならず、環境や社会・倫理等の社会的評価基準も考慮して投資先企業の選別が行われるが、この際にネガティブ・スクリーニングとポジティブ・スクリーニングという二つの方法がとられる。

ネガティブ・スクリーニングは、投資家の価値観とは相容れない一定の領域に属する製品やサービス（例えばギャンブル、タバコ、アルコール、武器など）を提供する企業を除外する方法である。従来から行われてきたこの方法は、投信会社などの運用機関や評価機関にとって選別が容易であり、投資家から見ても理解しやすいという長所がある。しかし、対象企業が多角化している場合の線引き問題のほか、ある特定の文化圏が持っている価値で他の文化圏を測り、これを「倫理-非倫理」という座標軸で裁いてしまう問題点が高（2002）によって指摘されている。

一方、ポジティブ・スクリーニングは、例えば環境問題への対応、国際的な人権の尊重、労使関係、安全な製品の製造といった社会的な評価基準を設定し、その基準からみたエクセレント・カンパニーを選別する方法である。とくに環境問題への対応という価値基準で選別されたファンドを、日本では「エコファンド」と総称している。この方法は、投資家の価値

基準をストレートに反映することができるものの、スクリーニングの際に個別企業に対する詳細な調査が求められるため、評価対象企業の採点方法（スコアリング・システム）の設定が難しいという問題がある。1990年代以降、環境対策など企業の社会的活動や貢献度を調査する機関が整備され、企業側も労働環境や雇用条件、環境問題への影響など信用を落とす要因となる行為をリスクとして捉えるようになり、積極的に情報を開示することでリスクマネジメントと資金調達をめざすようになった。

このようにわが国においても、企業が実態において社会的責任を果たすだけでなく、ステークホルダーに対して透明性を高め、誠実な説明を行なうという説明責任を企業に求める機運が高まっている。ステークホルダーは、例えば、企業の商品を購入する消費者として、また従業員として、あるいは投資家として、さらに預金者や年金の積み立て者として、企業と直接間接的な利害関係を持ち、企業から様々な影響を受けると同時に、企業行動に対して影響を及ぼすという存在である。したがって、ステークホルダーからの期待が高まる中で、企業のCSR戦略は、①ブランディング、②競争力確保、③リスクマネジメント、などの効果があると考えられ、これを的確に伝えていくアニュアル・レポートの重要性も増してきたといえよう。

3-2. 欧米のSRIにおける報告書の重要性

当初、SRIの出資者は、理念を守るために利益の犠牲を伴う可能性があるとして一般的に受け止められていた。しかしCSRを果たしている企業は業績も良く、SRIのパフォーマンスがスクリーニングをかけない投資を上回るというデータが欧米の市場で示されるようになり、SRIの規模は拡大していった。また米国では、確定拠出年金（401k）の運用が定着したことから投資人口が増加し、多様な投資スタイルが求められるようになったこともSRIの発展に大きく寄与したと考えられる。

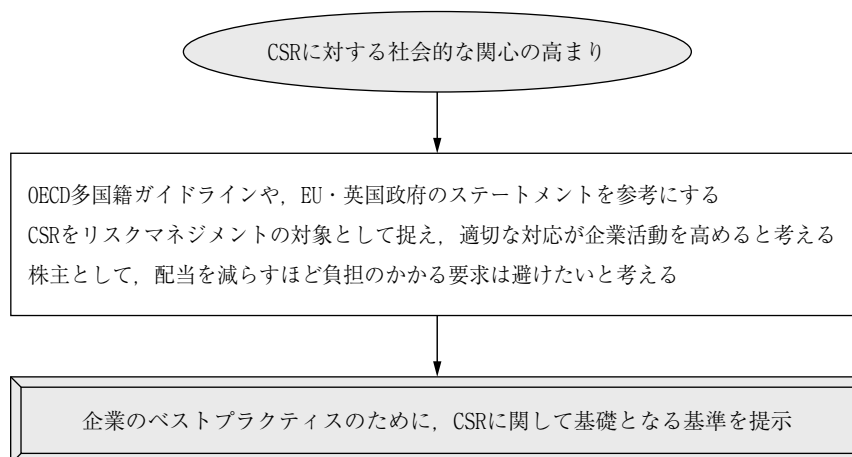
日本におけるSRIはおもに個人投資家が出資する投資信託の一つとして捉えられているが、欧米においては、機関投資家もSRIの有力な投資家として位置づけられている。

英国では年金法が修正され、年金運用機関は投資にあたって社会・環境・倫理的側面の検討をどの程度行なっているかという点を、投資基本報告書に記載することが義務づけられた。この修正法が2000年7月に施行された結果、英国のSRI資産は、1999年12月の250億ポンドから2001年10月には850億ポンドに急増したのである。さらに2001年10月、資産の長期的運用を行う保険会社の団体で、ロンドン株式市場の2割以上の時価総額株式を保有するといわれる英国保険協会が、企業に対して、社会・環境・倫理上のリスクおよび機会についての情報開示を求めるガイドラインを発表した。こうして英国ではCSRへの社会的関心が高まる

なか、企業活動の透明性を求める流れが一段と加速してきた。保険会社は投資対象企業の価値を考える際にCSRをリスクマネジメントの対象であるとみなし、CSR情報の公開を求めていったのである。

このガイドラインは、アニュアル・レポートによる情報開示によって、投資家（株主）と経営者（企業）の間、および投資家（資金提供者）と、その資金を運用する年金基金などの機関投資家の間の情報ギャップを埋めることを意図し、そのためのベースラインを示している（図6）。企業は投資家を含むステークホルダーに対してCSR関連の情報開示を求められるとともに、機関投資家への情報開示も資金供給を受けるための重要な活動と位置づけられるようになってきたのである。

図6 英国保険協会ガイドラインの背景



出所：日本政策投資銀行『調査』July 2002

このように、英国をはじめとする欧米諸国においては、企業を財務面という単一の基準ではなく、様々な社会的側面からも多角的に総合評価を行なって、高スコアの企業に投資を行なうという大きな流れがあり、そのなかでCSRに関する情報開示を企業と運用機関に求める法規制やガイドラインが整備されてきた。したがって、アニュアル・レポートの内容は環境にとどまらず、社会的責任をいかに果たしているかを示すことが要求されているのである。

3-3. わが国におけるSRIと環境報告書

わが国におけるSRIの歴史は比較的新しい。1999年8月、企業の環境配慮行動に着目した投資信託商品、いわゆるエコファンドが初めて登場し、その後2年間にエコファンド7本、

環境以外の社会的評価も行なっている SRI ファンド 2 本が、次々に登場した。

わが国の SRI の特徴は、CSR のなかでも環境問題への対応評価に特化したエコファンドが先行したことである。証券投資にあたってどのような領域の CSR を考慮するのか、日米欧で比較した調査によれば、日本の投資家は企業の環境問題への対応に関心が高い（表 4）。さらに企業の事業活動に直接関連した消費者への配慮度には関心が高いが、その他の社会性にはあまり関心が高くない。

表 4 証券投資をする時に考慮すべき企業の社会的責任の領域

	日 本	米 国	英 国
1	環境問題への対応 (70.4%)	汚職の防止・ 政治献金の適正化 (61.6%)	環境問題への対応 (62.8%)
2	製品等における顧客の 健康・安全への配慮 (68.1%)	安定雇用の確保 (54.9%)	従業員の健康・安全 (58.1%)
3	消費者保護への配慮 (60.3%)	環境問題への対応 (54.2%)	児童労働・強制労働 の回避 (57.8%)
4	汚職の防止・ 政治献金の適正化 (51.0%)	児童労働・強制労働 の回避 (54.2%)	汚職の防止・ 政治献金の適正化 (53.5%)
5	安定雇用の確保 (30.4%)	従業員の健康・安全 (47.6%)	消費者保護への配慮 (45.7%)

出所：環境省『社会的責任投資に関する日米欧 3 カ国比較調査報告書』平成 15 年 6 月

日本で SRI の設定が行われてこなかった背景には、例えばアルコールを社会悪と考えるような宗教的倫理観が薄かったこと、法規制が厳しいためにネガティブ・スクリーニングの必要性が低かったこと、企業は株主のものというコーポレート・ガバナンスの概念が投資家に薄かったことなどの歴史的背景が考えられる。一方で、四大公害問題などをきっかけにして環境問題に対する関心度は高く、環境対策に積極的に取り組む企業に対して肯定的なイメージや信頼感をもつ「環境ブランド」意識は強かった。その結果、環境ブランドを備えた企業は将来好業績を期待できると考える投資環境が、エコファンドを促進する要因となった。

日本においては運用機関が評価機関に評価をゆだねているケースが多い。現実には、エコファンドも含めた SRI のスクリーニングでは、ネガティブとポジティブ双方を含む複数の項目に関して投資先企業に評点をつけ、評点にウェイトづけを行って集計する手法が採用されている。一方、投資対象の選別以外にも企業の環境格付けを発表する機関も登場してきた。こうした選別に際して、評価項目として重要視されているのが『環境報告書』や『持続可能性報告書』など、事業活動業績以外の社会的側面に関するアニュアル・レポートの発行である。

環境関連の企業評価項目としては、① ISO14001認証取得など、体制やマネジメントシステムに係るもの、②製品の環境配慮やライフサイクルアセスメント、PRTRなど、パフォーマンスやその評価に係るもの、そして③環境報告書など情報公開に係るもの、が挙げられる。エコファンドが登場した当初は、環境報告書を発行していること自体が評価ポイントとなった。しかし多くの大企業が環境報告書を発行するようになった現在、報告書の内容や扱う範囲についても評価が実施されるようになり、環境報告書の作成に関するガイドラインが求められるようになったのである。

世界には様々な環境報告書ガイドラインがあるが、経済産業省の調査によれば、そのめざすところに大きな相違はない。すなわち、組織の活動に伴って生じる環境負荷を低減させるため、説明責任（accountability）として正直で精度の高い情報開示と、ステークホルダーとのコミュニケーションを企業に対して求めているのである。また、組織の活動の環境的側面にとどまらず、例えば労働や衛生などの内容を含むガイドラインもある。現在、環境報告書作成の手引きとしてわが国で利用されている代表的なガイドラインは次の通りである。

- ① 環境省『環境報告書ガイドライン（2003年度版）』
- ② 環境省『事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン（2002年度版）』
- ③ 経済産業省『環境レポートガイドライン2001』
- ④ GRI*『持続可能性報告書のガイドライン（2002年改訂）』

このように、エコファンドの登場から始まったわが国のSRIは、投資家に対して環境など社会的関心事を投資行為に反映させる機会を提供すると同時に、企業に対しては環境経営や社会的責任行動に関する報告書のかたちでの情報公開を促す推進力となった。ただし、1999年当初は注目を集めて予想以上の資産額を達成したエコファンドは、その後の株式市場全体の冷え込みによって必ずしも良好なパフォーマンスをあげることができなかったため、SRI等の新たな設定も現在はそれほど行われていない。今後、SRIが通常のファンドを上回るパフォーマンスをあげることができれば、投資信託市場における地位が向上し、資産も増加していくことが期待される。それは同時に、企業のCSRの取り組みが評価されることを意味し、報告書の重要性も増すと考えられるのである。

* GRI：Global Reporting Initiative の略。全世界で適用可能な『持続可能性報告のガイドライン』の策定と普及をめざして1997年に設立された国際機関。国連環境計画（UNEP）のコラボレーションセンター。）

4. 持続可能性報告書の事例研究

4-1. エコファンドと SRI ファンドの構成比率上位 5 社の環境報告書比較

日本では2003年1月現在、エコファンド7本とSRIファンド2本が設定されており(表5)、各ファンドの組み入れ比率上位5銘柄は、表6の通りである。重複を整理すると、エコファンドは17社、SRI ファンドには8社が登場する。このなかで、両ファンドの上位に登場するのはキャノンとソニーの2社であるが、キャノンは全9ファンドのうち7ファンドの上位5社に名を連ねている。一方ソニーは、7本のエコファンドのうち1本の5位に登場しているだけであるが、SRI ファンドには2本とも登場しており、とくにSRIにおいて高い評価を受けていることがわかる。

これら23社の環境報告書のタイトルをまとめたものが表7である。

まずSRI ファンドの組み入れ上位5社が発行している報告書は、すべてがトリプル・ボトムラインを考慮した持続可能性報告であった。それに対してエコファンドは、内容から持続可能性報告と確認できたものが12社あったが、そのうち2社は、ファンドに組み入れられた時点では、報告書の内容が環境問題関連に限定された環境報告書を発行していた。したがって、組み入れ時に持続可能性報告書を発行していたと確認できたものは、17社中10社と、約6割にとどまっている。

この結果から、ファンド設定時の企業評価に際して、特にSRI ファンドにおいては当該

表5 エコファンドと SRI ファンド

	ファンド名	設定・運用機関	評価機関	設定日
エコ フ ァ ン ド	日興エコファンド	日興アセット	グッドバンカー	1999・8・20
	損保ジャパン・グリーンオープン(ぶなの森)	損保ジャンパン	損保ジャパン総合研究所、損保ジャパンリスクマネジメント他	1999・9・30
	エコ・ファンド	興銀第一ライフ	グッドバンカー	1999・10・29
	日本株式会社エコ・ファンド(エコ博士)	UBS	日本総合研究所	1999・10・29
	エコ・パートナーズ(みどりの翼)	UFJ パートナーズ	UFJ 総合研究所	2000・1・28
	エコ・バランス(海と空)	三井住友アセット	インターリスク	2000・10・31
	グローバル・エコ・グロース・ファンド	大和住銀	イノベスト・ストラテジック・パリュール・アドバイザーズ(米)	2001・6・15
S R I フ ァ ン ド	SRI 社会貢献ファンド(あすのはね)	朝日ライフアセット	パブリックリソースセンター、ストック・アット・ステイク(ベルギー)	2000・9・28
	グローバル・サステナビリティ・ファンド(Mrs.グリーン)	日興アセット	SAM(スイス)	2000・11・17

表6 エコファンドとSRIファンドの組み入れ上位5銘柄

ファンド名		組み入れトップ5銘柄				
E C O F U N D	日興エコファンド	NTTドコモ	トヨタ自動車	同和鉱業	日本電信電話	キャノン
	損保ジャパン・グリーンオープン（ぶなの森）	武田薬品	トヨタ自動車	日産自動車	NTTドコモ	松下電器産業
	エコ・ファンド	三井住友ファイナンシャル	NTTドコモ	日興コーディアル	キャノン	トヨタ自動車
	日本株式会社エコ・ファンド（エコ博士）	トヨタ自動車	NTTドコモ	武田薬品	キャノン	日本電信電話
	エコ・パートナーズ（みどりの翼）	富士通	三井住友ファイナンシャル	三洋電機	NTTドコモ	日立製作所
	エコ・バランス（海と空）	NTTドコモ	日産自動車	キャノン	トヨタ自動車	デンソー
	グローバル・エコ・グロース・ファンド	NTTドコモ	キャノン	セブンイレブン・ジャパン	日本テレコム	ソニー
S R I F U N D	SRI 社会貢献ファンド（あすのはね）	イトーヨーカドー	リコー	キャノン	積水化学工業	ソニー
	グローバル・サステナビリティ・ファンド(Mrs.グリーン)	キャノン	東芝	ソニー	三菱地所	三菱商事

企業が発行している環境関連報告書の内容が審査項目に含まれ、選定に影響していることが推測される。

4-2. 「環境レポート大賞」受賞作品

「環境レポート大賞」は、すぐれた環境報告書や環境行動計画を表彰することによって、優良な環境報告書等の普及と、企業の環境コミュニケーションの促進を図ることを目的として、環境省ならびに関係財団が平成9年度以降毎年実施している。第1回、第2回は「環境アクションプラン大賞」として、単発のレポートや行動計画の受賞作品が多く含まれていたが、第3回以降「環境レポート大賞」となった。近年は、継続的に発行されている環境関連報告書の受賞の割合が年々大きくなっている。

この「環境レポート大賞」の受賞作品（報告書）のタイトルから、CSRの視点をもつと考えられる持続可能性報告書や社会性報告書等の数を調べたところ、2000年以降その数が急増している（表8）。さらに受賞作品の内容を詳しく経年比較した結果、CSRやトリプル・ボトムラインの視点を加えた持続可能性報告書や、企業内外のステークホルダーとのコミュニケーションツールとしての積極的な目的をもった報告書が増えてきていることが明らかになった。

なお、受賞作品のなかで持続可能性報告書に分類されたものはすべてGRIの『持続可能性報告のガイドライン』を参考にしていた。表9はGRI指標の分野と側面をまとめたもの

表7 組み入れ上位企業の環境報告書

エコファンド

NTT ドコモ	環境レポート
トヨタ自動車	環境社会報告書～ Environmental & Social Report(環境報告書 ^{&})
同和鉱業	環境報告書
日本電信電話	環境保護活動報告
キャノン	サステナビリティ報告書 (環境報告書 ^{&})
武田薬品	レスポンシブル・ケア報告書
日産自動車	環境・社会レポート
松下電器産業	環境経営報告書 ^{&}
三井住友ファイナンシャル	—
日興コーディアル	サステナビリティ・レポート
富士通	環境経営報告書 (環境報告書)
三洋電機	環境保全活動報告書 ^{&}
日立製作所	環境経営報告書 ^{&}
デンソー	環境社会報告書 (環境報告書)
セブンイレブン・ジャパン	環境報告書 ^{&}
日本テレコム	—
ソニー	社会・環境活動報告～ CSR レポート

SRI ファンド

イトーヨーカドー	サステナビリティ報告書～よりよい生活、環境、社会を未来の世代に引き継ぐためのイトーヨーカドー企業活動報告書
リコー	環境経営報告書
東芝	環境サステナビリティ報告書「こちら中学校編集局～企業はどう環境と向き合っているのだろうか？」
積水化学工業	環境レポート ^{&}
三菱地所	サステナビリティ報告書～ To protect the future To create the future
三菱商事	サステナビリティ・レポート
キャノン	サステナビリティ報告書 (環境報告書 ^{&})
ソニー	社会・環境活動報告～ CSR レポート

[&]：記述内容に CSR やトリプル・ボトムラインを含む環境報告書

()：昨年からタイトルが変わったものは、前年のタイトルを () 内に表記

—：環境報告書は発行していない

であるが、このなかで環境面以外の社会面と経済面で、日本の持続可能性報告書に記述が多く見られたのは、以下の側面である。

社会面：「雇用」「安全衛生」「教育訓練」「地域社会」「製品とサービス」「広告」

経済面：「顧客」「投資家」「公共部門」

表8 環境レポート大賞受賞作品における持続可能性報告書の割合

	受賞作品数	持続可能性報告数	割合 (%)
1997年度	16	0	0
1998年度	13	0	0
1999年度	16	0	0
2000年度	14	2	14
2001年度	15	2	13
2002年度	24	8	33
2003年度	29	18	62

表9 GRI ガイドラインの指標 (分野と側面)

	分野	側面
経済	直接的な経済的影響	顧客 供給業者 従業員 出資者 公共部門
環境	環境	原材料 エネルギー 水 生物多様性 放出物、排出物および廃棄物 供給業者 製品とサービス 法の遵守 輸送 その他全般
社会	労働慣行および公正な労働条件	雇用 労使関係 安全衛生 教育訓練 多様性と機会
	人権	戦略とマネジメント 差別対策 組合結成と団体交渉の自由 児童労働 強制・義務労働 懲罰慣行 保安慣行 先住民の権利
	社会	地域社会 贈収賄と汚職 政治献金 競争と価格設定
	製品責任	顧客の安全衛生 製品とサービス 広告 プライバシーの尊重

出所：GRI「持続可能性報告のガイドライン（2002年改訂）」

4-3. 環境報告書から持続可能報告書への展開～日本 IBM の事例

日本 IBM は、1993年から2002年まで、『環境・ウェルビーイング プログレス・レポート』のタイトルで毎年環境報告書を発行してきたが、2003年に『Corporate Responsibility Report』として、トリプル・ラインを意識した持続可能性報告書へ切り替えた。

同社の環境報告書は従来から評価が高く、東洋経済新報社の環境報告書賞では、第1回(1998年度)の「最優秀賞」に続いて、優秀賞(第2回)、優良賞(第3回)と毎回受賞を果たし、第4回(2001年度)以降は毎年「継続優秀賞」を受賞している。同社の場合は、とくに同一テーマの進捗状況を毎年克明に報告し、図やグラフのスタイルを継承して経年比較を容易にするなど、読みやすさへのこまやかな配慮が際立っている。

今回の模様替えの背景には、“企業の出したい情報から社会の知りたい情報へ”内容を変化させる必要があるという経営判断があった*。

新しい持続可能性報告書の内容は、大きく3つに分類される。

- ① Our Company (経済) …ビジネス状況, コーポレート・ガバナンス等
- ② Our People (人間) …安全, 衛生, 多様性など人事関連等
- ③ Our World (環境・社会) …環境, 情報開示, 社会貢献活動等

この報告書の特徴は、社会的側面のうち人事労務を取り出して一つの柱としていること、さらに人資源の多様性に対応する6つの経営課題、すなわち「多様なグローバル市場への取り組み」「多様なカルチャーへの対応」「管理者層の多様化」「女性の能力の活用」「ワーク&ライフ バランス」「障害のある人々の能力の最大化」を設定していることである。報告書の読者層に沿った構成と内部機能の重視によって、同社がCSRをいかに果たしているか理解しやすい内容になっている。まさに、CSRや持続可能性を意識した報告書の先進事例のひとつである。

4-4. 環境報告書から持続可能報告書への展開～三菱商事の事例

三菱商事は、従来の『環境レポート』を2002年度版から『サステナビリティ・レポート To protect the future To create the future』へタイトルを変更し、環境面だけでなく、経済面・社会面の3要素に重点をおいた内容に一新した。商社にとって持続可能性(Sustainability)とは何かを考えたうえで、商社活動の中でも環境側面が大きい「事業投資の環境アセスメント」、商社への期待が大きい「環境ビジネスの推進」、企業市民の立場から

* : 2003年12月エコプロダクツ展のシンポジウムにて、日本 IBM 株式会社社会長北城恪太郎氏の発言より)

不可欠な「社会貢献」に焦点が絞られている。その結果、全39ページ中14ページがサステナビリティ関連にさかれ、社会パフォーマンスについての記述も8ページにわたっている。

この報告書では、トリプル・ボトムラインを尊重して様々なステークホルダーに配慮しながら、新しい価値観に基づいたビジネスモデルの構築を通じて、社会貢献と自社のサステナビリティの貢献を同時に実現することをめざす姿勢が示される。ユニークな副題が明言しているように、〈未来を守る〉という考え方から一歩踏み出して、未来のあるべき姿を想定してその実現に向けて積極的に取り組む〈未来への挑戦〉の姿勢が鮮明に打ち出されている。

巻末にGRIガイドライン記載項目対照表が付記されているのもこの報告書の特徴である。また、独自の持続可能性パフォーマンス指標として、「経営指標 MCVA (Mitsubishi Corporation Value Added)」も導入されている。全体として定量データは少ないが、同社の従来の環境レポートに比べて読みやすさは倍加している。これは読者としてのステークホルダーとのコミュニケーションをかなり意識していることを示している。

5. 環境報告書の今後の課題

2004年1月、日本経済団体連合会は『環境立国のための3つの取り組み』を発表した。そのなかで、企業は環境改善への様々な取り組みを「積極的に情報発信し、広くステークホルダーに配慮して経営を進めなければなりません」として、いわゆる環境報告書やCSR報告書などの策定や公表のさらなる推進を、3つの柱のひとつと位置づけている。

こうした動きを受けて今後も環境関連の報告書を発行する企業数の増加が続くと、既発行企業にとって環境報告書の発行目的における広報や宣伝の効果の比重が小さくなる一方、リスクマネジメントやコミュニケーションのツールとしての比重が大きくなっていくことが予想される。その結果、環境分野にとどまらず、トリプル・ボトムラインの3側面の内容を包含するような持続可能性報告書が増えてくると考えられる。また、社会の意識の変化に伴って、企業の社会的責任への要請が強まることも予想される。

そこで、今後、企業が環境報告書を作成する際には、次のような課題が考えられる。

まず、CSRの観点を取り入れた報告書は、対象読者層を適切に把握して、その対象の求める情報を理解しやすいかたちで開示していかなければならない。すでに現在、いくつかの企業では消費者・従業員・子ども等、読者層に応じていくつかのバージョンを作成しているが、今後ますます対象ステークホルダーと開示方法の関連性を深めていくことが、企業に求められる。

また、報告書の内容を企業間で比較しにくいという問題点も解決しなければならない。比較可能性の実現の観点から見ると、現在のガイドラインはいずれもかなり抽象的なため、ガ

イドラインに沿って作成した報告書の間でも比較は困難であるのが現状である。

さらに、今後内容が充実するにつれて大部になるであろう報告書の使用資源の問題も無視できない。ソニーなどいくつかの企業は、報告書冊子の中で細かいデータや説明などについては URL を示して、web で確認してもらうよう誘導する工夫がみられる。また、現在多くの企業がweb上での公開を進めているが、例えばインタラクティブな内容を取り入れるなど、web 版の利用を促進する方策が企業に求められるであろう。

企業の社会性を消費者や投資家の観点から評価する歴史的背景をもたない日本で、欧米のような広範な内容がステークホルダーから求められるかどうかは、現段階では不明である。しかし、企業が環境報告書の機能を明確に意識しながら作成するようになってきたこと、持続可能性や CSR の観点を報告書に盛り込む企業が増えていることは、前章の事例が明らかに示している。

今後、日本のステークホルダーはどのような情報を求めているのか明らかにしていくために、GRI 指標（表9）の中で、どの側面の記述が増すかということについて、調査を続けていく必要があると考えている。また、トリプル・ボトムラインの視点から CSR を広く社会に情報公開していく報告書と、むしろ環境情報に特化して、特定のステークホルダーに対する情報公開を行なう報告書に二極化していく可能性については、今後のさらなる研究課題としたい。

参考文献・資料

- 環境と開発に関する世界委員会「地球の未来を守るために」 福武書店 1987
水口剛他「ソーシャル・インベストメントとは何か」 日本経済評論社 1998
小佐野広「コーポレート・ガバナンスの経済学」 日本経済新聞社 2001
河口真理子「企業経営を変える社会的責任投資」 化学経済12月号 2001
経済産業省「ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン2001」 平成13年6月
川村雅彦「社会的責任投資（SRI）のすすめ」 ニッセイ基礎研 REPORT 2002年1月
高巖「欧米の社会的責任投資と日本における新展開」 リージョナルバンキング 2002年2月
Carroll, Archie B. 「Ethics and Stakeholder Management」 South-Western Pub. 2002
日本政策投資銀行「社会的責任投資（SRI）の動向」調査 July2002
環境省「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン（2002年度版）」
GRI「持続可能性報告のガイドライン（2002年改訂）」
環境省「環境報告書ガイドライン（2003年度版）」
環境報告書ネットワーク「持続可能性報告のあり方」 2002年9月
環境報告書ネットワーク「CSRと持続可能性報告」 2003年9月
環境省「社会的責任投資に関する日米欧3カ国比較調査報告書」平成15年6月
環境省「平成14年度環境にやさしい企業行動調査結果」平成15年7月
経済同友会「自己評価レポート2003」 2004年1月